平成２４年（フ）第３６８号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目６番13号　むつみコーポ101号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東４条７丁目３番11号　鈴蘭マンション２－Ａ
債務者　今川　久子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９１号
札幌市中央区北１条西22丁目２番８―101号
債務者　吾妻　世威
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９７号
札幌市北区拓北２条４丁目１番21号
債務者　岩崎　友子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４１号
札幌市豊平区月寒東１条２丁目６番３号　ヴォラハイツ202号
債務者　田中　博充
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９４号
札幌市東区北９条東10丁目１番12号　ホップハイツ102号
債務者　浜野　康弘
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５００号
札幌市豊平区美園９条３丁目１番15号　プチみずき202号
債務者　加藤　正広
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１８号
札幌市東区北20条東14丁目５番13―303号
債務者　奥田　文子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２７号
札幌市南区北ノ沢８丁目５番８号　ハイツ東Ｄ号
債務者　増田　義憲
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２８号
札幌市南区北ノ沢８丁目５番８号　ハイツ東Ｄ号
債務者　増田　光代
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
北海道留萌市東雲町２丁目９番地の17　パールマンション102
債務者　松田　　恵（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第３号
北海道網走市駒場南５丁目１番２号　第三協栄ビル302号室
債務者　高橋　雅己
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目13番９号
債務者　テイシェイラ　ミヨシ泉
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１７号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海721番地　栗田コーポ２－Ａ
債務者　太田　和広
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３８号
群馬県太田市東長岡町1212番地５　東長岡市営住宅25―２号
債務者　松島美喜雄
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４５号
群馬県高崎市上並榎町668番地26
債務者　佐藤貴栄子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の96
債務者　内山みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台３丁目２番６号
債務者　渡邉　和子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　京都地方裁判所園部支部破産係